

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和4年度実績及び自己評価 結果一覧 (令和4年度末現在)

資料4

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)					
1 問題解決体制の充実		-	-	-	-	-
(1) 消費者相談体制の充実		-	-	-	-	-
ア 相談・苦情処理体制の充実	(7) 消費者の権利及び利益の確保を図るため、県消費生活支援センターに消費生活相談員を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行います。 また、高度で解決困難な事案や広域的に対応が必要な事案については消費者問題解決プロジェクトチームで対応するほか、職員・相談員の資質向上のための研修を実施します。	○消費生活支援センターにおける相談 ○消費者問題解決プロジェクトチームによる取組 ○職員、相談員の資質向上を目指した研修	1 消費生活支援センターに消費生活相談員17人を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行う。また、主任消費生活相談員を8人配置した。 2 高度で解決困難な案件や広域案件について、主任消費生活相談員、相談担当職員及びアドバイザー弁護士で構成される「問題解決プロジェクトチーム」の活用により対応した。 3 職員・相談員研修の開催及び他機関主催研修への派遣 (1) 消費者契約に関する基礎法令事例研究会(12回) (2) 消費者行政担当職員・消費生活相談員向け研修(2回) (3) 国民生活センターの消費生活相談員研修への派遣(24人)	B	1 消費生活相談員の配置や問題解決プロジェクトチームの設置により、高度に専門的知見が必要な案件を含め、相談事案の円滑な解決が図れた。 2 職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。	消費生活支援センター
	(4) 国と都道府県及び市町村を結ぶオンライン・ネットワークシステムである全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)により、全国の消費生活相談情報を活用し、速やかな消費生活相談・消費者教育・消費者啓発・事業者指導への反映を図ります。	○全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)による相談情報の活用	1 相談情報の入力件数 52,133件 2 相談カード入力等の市町村支援 県内63市町村 3 職員・相談員の資質向上のための研修の実施 (1) 新規採用消費生活相談員研修(1回) (2) 市町村相談員の個別受け入れ研修(1回)	B	計画した取り組みを予定どおり実施した。	消費生活支援センター
	(9) 商品(製品を含む、以下同じ。)やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行うとともに、被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。 また、商品に対する相談や苦情を適切に処理するに当たり、商品テストを実施するとともに、その結果を公表します。さらに、欠陥商品による危害の原因究明を行うため、国の各試験検査機関や民間機関等との緊密な連携を図ります。	○消費者事故情報の収集、報告及び情報提供	・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 10件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 4件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 12件 消費者庁に通知した重大事故等の件数 148件 うち、消費者庁が重大事故等として発表したもの 18件 内訳： 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 7件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 1件) 市町村から消費者庁へ通知した件数 141件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 17件)	B	消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。	消費生活支援センター
		○商品テストの実施	・技術回答(県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明・資料提供・対応の助言)の実施件数 270件 ・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数 21件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 9件 ・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 10件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 4件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 12件	B	商品(製品)やサービスの使用等により生じた危害・危険などの消費者事故について迅速な情報収集等を行い、速やかな関係機関への通知と被害拡大防止のための県民への情報提供を推進した。商品に対する相談や苦情については適切に対応し、商品テストの実施結果を公表した。	消費生活支援センター
○試験検査機関等との連携強化	・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 9件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 4件	B	独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。	消費生活支援センター		

施策の柱(大)		取組内容(細)	具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)						
ア 相談・苦情処理体制の充実	(イ)	県民相談、薬事相談、建設工事紛争相談、宅地建物取引相談、住宅相談等の相談体制の充実及び強化を図ります。	○県民相談、薬事相談、建設工事紛争相談、宅地建物取引相談、住宅相談等の実施	○県民相談 県民相談の実施(祝日・年末年始を除く) 県民相談実施総件数 3,967件 (内訳) 県行政:895件、その他行政:230件、県民生活:2,842件 (相談実施場所別) ・県民相談総合センター(来所、電話相談及びインターネット相談) 3,868件 (内訳) 職員相談:3,544件、弁護士相談:305件、司法書士相談:19件 ・県地方庁舎(弁護士による出張法律相談)99件 (庁舎別) 春日部:24件、川越:39件、熊谷:36件	B	来訪相談者のうち87.1%が参考になったと回答している。	県民広聴課
	(イ)	県民相談、薬事相談、建設工事紛争相談、宅地建物取引相談、住宅相談等の相談体制の充実及び強化を図ります。	○県民相談、薬事相談、建設工事紛争相談、宅地建物取引相談、住宅相談等の実施	建設工事請負契約に関する当事者間のトラブルについて相談を受け、解決に向けての適切な指導や助言を行った。 ○令和4年度相談件数 371件	B	特段、達成水準を設定しているわけではないが、受けた相談については、問題解決に向けての適切な指導や助言を行ったため。	建設管理課
				県民からの相談に迅速に対応した。また、相談内容は医薬品や健康食品に関するだけでなく、医療機関や薬局に関することなど幅広いため、必要に応じて医療整備課(医療安全相談)や保健所(薬務担当)等と連携して対応した。 ○薬事相談件数 2,941件	A	県民からの医薬品等に関する相談に迅速かつ適切に対応した。	薬務課
				苦情・相談に対しては、電話及び窓口で対応するとともに、宅地建物取引業者にに対し指導・監督を行い、民事紛争については、弁護士による法律相談の活用を促した。また、業界団体と不動産トラブル未然防止のための検討会議を開催した。 ○苦情・相談件数 電話相談 5,940件 窓口相談 269件 弁護士相談 23回(62件) ○業者等に対する指導・監督 文書勧告 53件 監督処分 15件 ○検討会議 1回	B	宅建業者に対する指導・監督は必要に応じて速やかに実施し、苦情・相談に対しては弁護士相談を活用するなどして問題解決の手助けを行うことができた。 しかし、業界団体との検討会議については特別な議事等がなかったため、年間1回の開催となった。	建築安全課
	(イ)	県内の医療機関(病院・診療所・歯科診療所・助産所)及び薬局等の情報提供の充実を図ります。	○医療機関・薬局情報の提供	●住宅リフォーム相談 高齢者や子育て世帯などのニーズに配慮した住宅リフォームを促進するため、大宮駅コンコース内「住まい相談プラザ」において、住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。また、リフォーム業者等の専門家を対象とする講習会を実施した。 ・住宅リフォーム専門窓口の設置:相談員派遣件数 23回、相談件数 44件 ・優良リフォーム業者育成講習会の開催:実施回数 1回、参加人数 21名	B	当初計画したとおり、相談窓口の設置と講習会を開催できた。相談員の派遣件数については目標より1回少ないが、相談の事前予約がなく、相談員を派遣しなかったためであり、適切に実施できたといえる。	住宅課
				薬局機能情報について、県内薬局から年1回の定期報告及び随時報告を受けて登録情報を更新し、インターネット上で県民に公表した。 公表施設数 3,174施設 アクセス数 413,351件	A	オンライン報告で随時最新の情報を登録、更新し、インターネットで公表し、そして、その情報は多くの県民に閲覧されたため。	薬務課
				医療機能情報の更新 各医療機関から年1回の定期報告及び随時報告により情報を収集しインターネットで公表した。	B	県民等に必要な医療機関・薬局機能情報を利用しやすい形で提供することにより、安心して自らが望む医療機関等を選択することができるサービスを提供できたため。	医療整備課
	(イ)	県民にとって身近な存在である市町村の相談体制の充実を促進します。	○「埼玉県病院・救急診療所名簿」の作成	埼玉県病院・救急診療所名簿を作成し、インターネットで公表した。	B	年1回「病院・救急診療所名簿」の改訂版を発行し、県民の医療機関選択等の便宜に資することができた。	医療整備課
			○担当課長会議等の開催	埼玉県消費者行政活性化補助金等を活用した市町村事業の支援を行った。 市町村消費者行政担当課長会議を2回開催し、市町村との意見交換を実施した。	B	市町村消費生活相談窓口の充実支援をした。	消費生活課
			○主任消費生活相談員による助言、情報提供、巡回訪問等の実施	1 市町村担当職員、相談員を対象にした研修会の実施 (1) 消費者契約に関する基礎法令事例研究会(12回) (2) その他、消費者行政担当職員、消費生活相談員向け研修(2回) 2 主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回訪問等 (1) 助言・情報提供等 随時 (2) 巡回訪問等 年間95回	B	職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。 主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回訪問等により、市町村相談窓口における相談対応支援ができた。	消費生活支援センター
イ 市町村の相談・苦情処理体制の充実	県民にとって身近な存在である市町村の相談体制の充実を促進します。	○市町村担当職員、相談員を対象にした研修会の実施	(1) 助言・情報提供等 随時 (2) 巡回訪問等 年間95回	B	職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。 主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回訪問等により、市町村相談窓口における相談対応支援ができた。	消費生活支援センター	

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)						
(小)	取組内容(細)					
ウ	高齢者等に対する相談体制等の充実	介護保険やその他福祉サービス等に関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実を図ります。	○介護保険やその他福祉サービス等に関する相談体制の充実 介護サービスに対する相談、苦情の窓口を設置している保険者（市町村）に対する支援を行った。 埼玉県国民健康保険団体連合会が実施している苦情処理業務に対し、事業費の一部を補助し、相談・苦情に適切に対応する体制の充実を図った。 各保険者において適正に介護サービスが提供されるよう、介護給付適正化に係る担当者説明会や介護主管課長代表者連絡会議（主催：いずれも国保連）に県職員が説明者として参加し、事業の説明を行った。	B	市町村介護保険担当者研修等を通じて、介護保険制度の改正等の情報を保険者（市町村）に対して定期的に、迅速に提供した。 また、保険者（市町村）が対応に苦慮する利用者や家族からの相談・苦情について、保険者（市町村）の問い合わせに個別に対応することで、保険者（市町村）が適切に対応できる体制を支援した。	地域包括ケア課
ウ	高齢者等に対する相談体制等の充実	介護保険やその他福祉サービス等に関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実を図ります。	○権利擁護センターへの支援 1 権利擁護相談 生活相談や専門相談の受付件数 552件 2 援助・救済 事実関係を調査の上、権利侵害者や関係者との調整・交渉、本人の意向の代弁等の援助を行い、問題解決を支援 3 普及・啓発 権利擁護思想の普及を図るため、啓発・広報活動を実施	B	埼玉県社会福祉協議会に設置されている権利擁護センターにて、年度を通じ、適切に相談業務及び権利侵害の防止、救済を行うことができたため。	地域包括ケア課
		○聴覚障害者の社会参加への支援	埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名を配置し、延べ3,451件の相談に対応した。	A	埼玉聴覚障害者情報センターに配置した2名の相談員が、センター及び県内各地で聴覚障害者等の相談に応じることで、聴覚障害者の地域社会における自立した生活を支援することができた。	障害者福祉推進課
エ	外国人に対する相談体制の整備	言葉や習慣の違い、情報不足等により日常生活で不便を感じ支障を来している外国人が安心して安全に生活できるよう、相談体制の充実を図ります。	○外国人総合相談センター埼玉での多言語による総合的な相談・情報提供の充実 ○外国人総合相談センター埼玉での相談事業の実施（委託） 令和4年度相談件数 6,224件（令和5年3月末時点） ○県、市町村、NGOの外国人生活相談員向けの専門研修会の開催 年2回実施	B	外国人総合相談センター埼玉において、電話での一般生活相談に加え、出入国在留管理制度、労働、法律、福祉などの相談について、専門家による対面相談を行った。 市町村やNGOで外国人の相談に携わっている人向けの研修会で、専門家による講義を行い、また団体同士での情報交換の場を設けた。	国際課
オ	多重債務対策	多重債務対策協議会の活動等を通じ、総合的な多重債務者への支援を行います。	○埼玉県多重債務対策協議会の活動を通じた啓発・相談事業の実施 ・多重債務対策協議会の開催 7回 ・多重債務者無料相談会の開催 10会場、27件	B	協議会を通して多重債務に関する情報共有と無料相談会を実施できた。	消費生活課
(2) 紛争の適切な解決						
ア	裁判外紛争解決の推進	相談窓口では解決が困難な苦情等について、必要に応じて審議会の消費者苦情処理部会でのあせせん又は調停を実施し、紛争解決を進めます。	○審議会の消費者苦情処理部会でのあせせん、調停の実施 消費生活審議会消費者苦情処理部会への付託 該当なし	B	苦情処理部会に付託することが適当とされる事案がなかった。	消費生活支援センター
イ	他の裁判外紛争解決機関との連携	適正かつ迅速に被害の救済を図るため、裁判外紛争解決を行う関係機関、事業者団体等と情報交換を行い、連携を図ります。	○弁護士会、司法書士会等の紛争処理機関との連携 1 埼玉弁護士会との取組 (1) 埼玉弁護士会との共催で基礎法令事例研究会及び懇談会開催 事例研究会 12回 懇談会 1回 (2) 埼玉弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携相談 内容に応じて随時行った。 2 多重債務等の相談に関する司法書士会等への連携を相談内容に応じて随時行った。 3 県単独で処理することが困難な案件について、国民生活センター紛争解決委員会への連携を、相談内容に応じて随時行った。	B	弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携などを行うことにより、適正かつ迅速に被害の救済を行うことができた。	消費生活支援センター
ウ	適格消費者団体及び特定適格消費者団体と連携した取組	消費者被害の拡大防止に取り組む内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体及び被害回復に取り組む特定適格消費者団体と情報交換を行い、連携した取組を進めます。	○適格消費者団体等との定期協議会の開催 令和4年9月5日及び令和5年2月7日の計2回開催した。 また、県ホームページなどを通じて、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知を図った。 ○適格消費者団体等との随時の情報交換 1 情報交換会及び電話や電子メールを用いた随時の情報交換を行った。 2 適格消費者団体と締結した覚書に基づく相談情報の提供（依頼）…3件 3 適格消費者団体との意見交換会…2回	B	連絡協議会の開催を通して、適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の取組を支援した。 また、県ホームページに掲載等を行うことにより、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知が図れた。	消費生活課
				B	情報交換等に基づく情報提供が、事業者による不当事項の停止等の働きかけにつながり、消費者被害の拡大防止が図られた。	消費生活支援センター

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	取組内容(細)					
(小)						
(3) 消費者事故への迅速な対応						
ア	<p>危害・危険・事故情報の収集、調査及び発信</p> <p>商品やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集が必要な調査を行います。また、事故等による被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。</p>	○消費者事故情報の収集、報告及び情報提供【再掲】	<p>消費者庁に通知した重大事故等の件数 148件 うち、消費者庁が重大事故等として発表したもの 18件 内訳： 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 7件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 1件) 市町村から消費者庁へ通知した件数 141件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 17件)</p> <p>・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 10件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 4件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 12件</p>	B	庁内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行った。	消費生活課
イ	<p>商品テストの実施</p> <p>商品の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、商品テストを行います。</p>	○商品テストの実施【再掲】	<p>・技術回答(県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明・資料提供・対応の助言)の実施件数 270件 ・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数 21件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 9件 ・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 10件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 4件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 12件</p>	B	商品(製品)やサービスの使用等により生じた危害・危険などの消費者事故について迅速な情報収集を行い、速やかな関係機関への通知と被害拡大防止のための県民への情報提供を推進した。商品に対する相談や苦情については適切に対応し、商品テストの実施結果を公表した。	消費生活支援センター
ウ	<p>試験検査機関等との連携強化</p> <p>商品の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、試験検査機関等との緊密な連携を図ります。</p>	○試験検査機関等との連携強化【再掲】	<p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 9件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 4件</p>	B	独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。	消費生活支援センター
2 適正取引と事業者指導の強化						
(1) 消費者取引の適正化						
ア	<p>悪質事業者への処分</p> <p>特定商取引法をはじめとする関係法令を厳正に適用して、不当な取引行為に対する事業者への処分・指導を強化します。 また、事業者に対する処分を行った場合は、ホームページでその内容を公表します。 さらに、処分を受けた事業者が再び悪質な行為を繰り返さないよう、フォローアップを行います。</p>	○不当な取引行為を行っているおそれのある事業者に対する、調査・立入検査の実施と処分・指導	<p>特定商取引等に基づく行政処分・指導の件数 特定商取引法に関する行政処分 業務停止命令…1件 指示処分…1件 業務禁止命令…2件 特定商取引法・県条例による行政指導…64件</p>	B	文書指導などの非対面形式による方法も取り入れるなど、新型コロナウイルスへの対策を講じて実施し、目標値を上回る64件の指導を実施出来たため。 また、国と合同で、悪質事業者に対し業務停止命令などの厳正な処分を行うことができたため。	消費生活課
イ	<p>広域連携による対応</p> <p>本県だけでは対応が難しい広域的な悪質商法事案について、国や関係する自治体と連絡・協議を行い、処分・指導を進めます。</p>	○国や近隣都県と連携した合同事業者処分及び指導の実施	<p>広域的に悪質行為を行う事業者に対応するため、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡の5都県で構成する「五都県悪質事業者対策会議」及び埼玉、茨城、栃木、群馬の4県で構成する「北関東四県悪質事業者対策会議」を開催した。 その他、悪質事業者に係る情報交換を行い、他都県との同時処分及び合同指導を実施した。 ・五都県悪質事業者対策会議の開催…6回 ・北関東四県悪質事業者対策会議の開催…2回 ・国及び他都県との同時処分…4件 ・他都県との合同指導…13件</p>	B	対面形式に加え、リモート形式及び書面により会議を開催をし、連絡を密にとることで、当初の計画(12件)を上回る17件の合同指導及び同時処分を実施することができたため。	消費生活課
ウ	<p>関係機関及び関係団体と連携した取組</p> <p>悪質事業者に対処するため警察との連携に努めるとともに、市町村等の消費生活相談の情報を活用して悪質事業者の処分・指導に取り組みます。</p>	○警察、市町村相談窓口等との連携した取組	<p>悪質事業者の処分・指導を進めるため、警察部門や県・市町村の消費者センター等が出席する対策会議において情報交換を行った。 ・消費生活支援センター相談担当との連絡会議の開催…12回 (消費生活課・消費生活支援センター) ・悪質事業者対策連絡会議の開催…2回 (消費生活課・消費生活支援センター及び県警本部) ・消費者取引情報連絡会への出席…1回 (関東経済産業局主催、消費者庁、関東管区警察局、各県警、各都県) ・防犯連絡会議への出席…1回 (県消費生活支援センター主催、消費生活課、各市町村、関東財務局、関東経済産業局、県警、各警察署)</p>	B	対面開催できなかった会議もあるが、すべて参加し関係機関と連絡をとることができたため。	消費生活課

施策の柱(大)		取組内容(細)	具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)							
(小)							
(2) 事業者指導							
ア 事業者に対する指導の充実・強化	(7)	消費者取引に関係の深い法律（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、旅行業法、貸金業法、宅地建物取引業法等）に基づき、関係事業者に対する指導等を行い、適正な事業活動の促進を図ります。	○液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査、指導の実施	液化石油ガス販売所等への帳簿検査 196件 液化石油ガス販売所等への立入検査※ 16件 ※立入検査については、帳簿検査で更なる改善指導を要すると認められる販売所等を対象に実施。	B	販売所等の帳簿検査を計画どおり全て実施し、液化石油ガス設備の適切な管理等保安上の改善が必要な販売所等には立入検査等により指導し、適宜改善を確認しているため。	化学保安課
			○登録貸金業者に対する立入検査、指導の実施	1 貸金業者に対する指導・監督 (1) 登録に関する事務の実施及び指導 (2) 登録業者に対する立入検査の実施(全登録業者) (3) 登録業者に対する業務報告書及び事業報告書の徴収 (4) 県知事登録詐称業者の公表 (5) 登録業者の適切な業務運営に資する情報の提供 2 消費者金融問題の防止・救済対策 (1) 近隣都県や関係団体と連携した消費者金融利用者への注意喚起 (2) 県知事登録貸金業者に関する苦情及び相談・照会への対応 (3) 消費者金融等の利用に関する相談・照会への対応 3 日本貸金業協会との連携 (1) 登録申請書・届出書等受付事務の委託 (2) 会員業者に対する業務適正化指導	A	全ての登録業者に対し立入検査を実施した。 ※令和4年度立入検査実施対象業者数：22業者 近隣都県、国、関係団体と連携して消費者金融利用者への注意喚起を行った。	金融課
			○旅行者等への立入検査の実施	・旅行者等及び旅行サービス手配業者の登録、更新、変更事項の届出等の事務を行った。 ・旅行業務に関する取引の公正の維持のため、登録旅行者等の営業所への立入検査を実施した。(全33件)	B	・旅行者等及び旅行サービス手配業者の登録、更新、変更事項の届出等の事務を適切に行った。 ・立入検査についても新型コロナウイルスの感染状況に影響されたが、感染防止に配慮し、適切に実施できた。	観光課
ア 事業者に対する指導の充実・強化	(7)	消費者取引に関係の深い法律（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、旅行業法、貸金業法、宅地建物取引業法等）に基づき、関係事業者に対する指導等を行い、適正な事業活動の促進を図ります。	○宅地建物取引業者に対する立入検査、指導の実施	宅地建物取引業者に対して立入検査を実施し、宅地建物取引業者としての事務所の設置を確認するとともに、帳簿等の記載や事務所内の標識掲示等に関する指導を行った。 事務所立入検査 111件	A	立入検査は、必要に応じて速やかに実施するとともに、事務所立入検査のうち、事務所の不確知情報については業界団体からの情報提供も踏まえて実施した。	建築安全課
			○繊維製品の買上検査及び改善指導の実施	衣類等繊維製品の家庭用品の買上検査を実施し、ホルムアルデヒド等の有害化学物質を含有する製品の流通を防止した。 検査項目/検体数 ①ホルムアルデヒド / 50検体 ②アゾ化合物 / 5検体 検査結果 基準値超過なし	A	関東・東海ブロック家庭用品安全対策会議において、買上検査や違反発見の状況等について各自自治体と情報を交換するとともに、家庭用品安全対策の連携を図った。	業務課
			○生活衛生関係営業施設に対する監視及び指導の実施	理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施するとともに、営業者の衛生、安全性に関する自主管理体制の強化を促します。 【監視頻度】 ・理容・美容・クリーニング：1回/6年 ・興行場・旅館・公衆浴場：1回/3年	A	新型コロナウイルス感染症対応で多忙の中、目標よりも高い水準で監視指導を実施できたため。	生活衛生課
			○医薬品の製造業者及び販売業者等に対する立入検査及び指導	(1) 薬局等の立入検査 施設数 34,399件 立入検査数 8,121件 立入検査率 23.6% 医薬品等の収去(抜き取り)件数 29件、うち違反件数 0件 (2) 健康食品の買上検査等 健康食品買上件数82件、うち成分検査違反件数0件 表示検査違反数28件 健康食品取扱事業者等講習会(動画配信)の実施、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットの掲載及び健康食品取扱事業者等への周知。	B	健康食品に係わる関係各課で、買上げた健康食品の表示、内容物の検査を行うことができた。また、健康食品取扱事業者等を対象とした講習会(動画配信)を開催し、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットを掲載し、周知することができた。	業務課

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	取組内容(細)					
(小)						
(3) 表示・計量の適正化				-		-
ア 表示の適正化	(7)	<p>景品表示法に基づき、近隣都県等との連携を図りながら、事業者の商品・サービスに関する広告表示の監視及び指導を行います。</p>	<p>・商品やサービスにおける様々な表示に係る監視及び指導 措置命令…1件 注意…63件（文書注意53件、口頭注意10件） ・大学高校との連携による広告表示の監視 不当表示に対する監視指導を強化するため、県内2大学、9高校と連携して広告調査を行い違反事業者に対し指導した。文書注意…15件 ・他都県との連携による事業者への指導 五都県広告表示等適正化推進協議会（埼玉、東京、神奈川、千葉、静岡）において情報交換等を行った。文書指導…3件（埼玉県担当の件数） ・インターネット適正広告推進事業 インターネット広告における不当表示について消費者に対し啓発を行うとともに監視を行い指導した。 文書注意…46件</p>	B	他都県と対面での会議を実施し、連携することで、合同での指導件数の増加に繋がったため。景品表示法に基づく措置命令・指導については、目標を上回る64件実施できたため。	消費生活課
	(4)	<p>医薬品等の広告の記載内容が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触しているかを確認し、必要に応じて指導や取締りを行い、広告の適正化を図ります。</p>	<p>○医薬品等の広告に対する調査及び指導</p> <p>(1) 薬局等の立入検査 施設数 8, 121件 (2) 週刊誌の広告監視件数 週刊誌の広告監視件数 48件</p>	B	新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、医薬品等に関するインターネット上及び週刊誌の広告について、関係各課と連携し、販売業者の指導、他都道府県への通報等により、広告の適正化を図ることができたため。	薬務課
	(9)	<p>消費者の適切な選択機会の確保を図るため、家庭用品の品質表示の適正化を推進します。</p>	<p>○権限移譲市町村による店舗の立入検査への支援</p> <p>権限移譲市町村からの家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施報告の取り纏めを実施した。 ○令和4年度立入検査実施店舗数 県内各市 48件 権限移譲済町村 10件 合計 58件 ○権限移譲関係 法による移譲 40市 特例条例による移譲 23町村 ※全市町村への権限移譲完了</p>	B	権限移譲市町村からの、立入検査及び実施報告に関する問い合わせに対して助言することができたため。	産業支援課
ア 表示の適正化	(1)	<p>食品表示法等の食品関係法に基づいた表示制度の周知や適正表示についての監視指導、実態調査を実施し、不適正な表示については事業者に対する是正指導を実施します。</p>	<p>・食品等事業者向けの食品表示法（保健事項）、健康増進法に基づく適正表示の研修・説明会 【開催回数 44回 参加者 956人】 ・地域で流通する食品の栄養成分表示パトロールの実施 【パトロール実施回数 104回 指導・相談 785件】 ・食品の買い上げ検査の実施 【検体 74件 違反率 43.2%】 ・県民への普及・啓発 【開催回数 23回 参加者 716人 相談件数 48件】</p>	B	当初計画どおり食品の買い上げ検査を実施できた。食品等事業者向けの研修・説明会や県民向けの普及啓発を実施できた。	健康長寿課
			<p>○食品表示に関する調査、指導の実施</p> <p>「表示等に関する監視指導の強化」「食品営業者への周知・指導」「関係機関と連携した対応の強化」に重点を置き、立入を行った。 立入検査件数 1,992件</p>	C	一定数の確認はすることができたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当該対応業務が増加し、監視指導件数が減少したため。	食品安全課
イ 計量の適正化		<p>○小売店、工場及び事業所等への立入検査の実施</p>	<p>・公募した県民を食品表示調査員として委嘱し、食品表示状況調査を実施した。 ・市販の食品を買い上げ、DNA鑑定による食品の品質表示の確認調査を実施した。 ・「食品表示なんでもダイヤル」を設置し、食品表示に係る相談や苦情を受け付けた。 ・不適正表示の疑義案件に対して、必要な立入調査・指導等を実施した。</p>	A	コロナ禍のため、集合研修等ができなかったが、オンライン研修やYOUTUBEに解説動画を投稿するなど、柔軟に対応し例年と変わらない調査件数を確保できた。	農産物安全課
			<p>スーパ一等の食品販売事業者に対し、店舗・工場等で詰め込み・計量を行い販売している商品の内容量や計量器の取扱状況について検査を行った。また、取引や証明に用いられる検定有効期間付き特定計量器の供給事業者等に対し、有効期間の管理状況等について現地調査を行った。 【立入検査項目】 ○商品量目 ○特定計量器（質量計、燃料油メーター、ガスメーター、水道メーター）</p>	B	適正な商品等の取引を確保するため、商品量目及び特定計量器に係る立入検査を計画どおりに行った。新型コロナウイルスの影響により令和2、3年度に立入検査を中止していた商品量目については、内容量不足の件数が検査中止前と比較し増加していたが、再度の立入検査等により、再発防止に努めた。	計量検定所

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)						
(小)	取組内容(細)					
(4) 生活物資の安定供給						
ア	価格・需給動向の調査及び監視	生活必需品の安定的な供給を図るため、必要に応じ価格や需給の動向を調査し、消費者への情報提供を行います。また、事業者等に対し供給について協力を要請します。	<p>○年末年始期の生鮮食品等価格動向調査の実施</p> <p>・年末年始の生鮮食品とガソリン・灯油の価格動向調査（R4.11.22～R4.12.8）を実施した。調査先（調査対象）：(株)埼玉県魚市場（水産物）、浦和中央青果市場(株)（野菜、果物）、埼玉県石油業協同組合（ガソリン・灯油）</p> <p>○「原油価格・物価高騰等に関連する相談窓口及び支援制度情報」の提供</p> <p>・エネルギー価格・原材料価格の高騰等により影響を受けている事業者は幅広い業種・業界に及ぶため、関係する部局が情報を共有し連携していくことが重要であることから、事業者や県民が相談できる窓口の情報と支援制度の全庁的な情報を一元化して、県ホームページで発信した。</p> <p>○「生活必需品に関する価格動向等調査」の実施</p> <p>・エネルギー価格・原材料価格の高騰等により、生活必需品の値上りが続き、県民生活への影響が懸念されることから、生活必需品の価格を調査して実態を把握し、毎月1回県ホームページで情報提供を行った。</p> <p>・調査対象品目：①食料品・日用品（21品目）、②石油（2品目）</p> <p>・調査方法：食料品・日用品については、県内所在スーパーマーケットへの販売価格（特売価格を除く）のアンケート調査を実施。石油に関しては、資源エネルギー庁発表の「石油製品価格調査（給油小売価格調査）の結果を活用」。</p>	B	価格動向調査については、年末年始の調査実施が定例化していたが、急激な物価上昇を受け、毎月調査も実施することを決定。速やかに対処することで、県内在店舗の大手スーパーの協力の下、調査及びその結果の情報提供を12回行うことができた。	消費生活課
			<p>○緊急時等における価格動向調査及び事業者等への供給協力要請の実施</p>			
イ	生活物資の安定供給	多様な消費者ニーズに対応した、新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。	<p>○県ブランド鶏肉の生産振興の支援</p> <p>高品質畜産物生産振興事業 高品質肉用鶏「彩の国地鶏タマシャモ」について、ヒナ供給の充実及び生産農家への飼養技術指導の実施により、生産振興を図った。</p>	A	経営継続農家への供給羽数が増えたことで、達成水準を上回った。	畜産安全課
			<p>○肉用子牛、肉豚、鶏卵価格安定対策事業への生産者の加入促進</p> <p>1 肉用子牛価格安定対策事業 肉用子牛価格差補てん事業における生産者積立金の一部を助成。県持分の積立準備金から生産者積立金へ1,034,800円繰入充当。</p> <p>2 養豚経営安定対策事業 養豚経営安定対策事業における生産者積立金の一部を助成。</p> <p>①対象数量 肉豚132,208頭 ②補助単価 26円/頭 ③補助金額 3,437,408円</p> <p>3 鶏卵価格安定対策事業 鶏卵価格差補てん事業における生産者積立金の一部を助成。</p> <p>①対象数量 鶏卵2,789,280kg/月 ②補助単価 0.46円/kg ③補助金額 0円 ※鶏卵価格が高止まりしていたため、昨年度9月までは補填発動がなく、10月以降は生産者積立金の納付停止となったことで、助成対象品目がなくなったため、補助金額0円となった。</p>	B	加入者に対する価格安定に資するセーフティネットとしての本事業を適切に実施した。	畜産安全課
イ	生活物資の安定供給	多様な消費者ニーズに対応した、新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。	<p>○野菜価格安定対策事業への生産者の加入促進</p> <p>本県産の指定野菜等の市場価格が低落した際に、価格差補給金を交付するための準備金を国・県・生産者で造成するため、独立行政法人農畜産業振興機構等に対し助成する。 価格差補給金の造成</p> <p>1 指定野菜価格安定対策事業 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 3 埼玉県野菜価格安定事業</p>	B	価格低落が認められた野菜につき、その低落額に応じた価格差補給金が円滑に交付されるよう、国、独立行政法人農畜産業振興機構、公益財団法人埼玉県青果物価格安定資金協会等と連携して資金造成を行い、事業を実施した。	生産振興課
			<p>○県内卸売市場への現地調査及び運営指導</p> <p>卸売市場の運営状況を把握するため、書面審査及び現地調査を行った。また、市場開設者等を対象に研修会を開催し、あわせて市場関係者間での情報交換を行った。</p> <p>・現地調査指導 8市場 ・実態調査 27市場 ・卸売市場関係者研修会 1回</p>	B	計画どおりに取組を実施できたため。卸売市場関係者研修会については、ウェブと会場のハイブリッド開催としたことにより、感染防止対策をしながら計画どおりに開催することができた。	農業ビジネス支援課
			<p>○県内商店街の活性化を図るための支援</p> <p>(R4:商店街ステップアップ事業)</p> <p>●商店街へのアプローチ 680件 ●集客イベントや販売促進事業等への支援(ソフト支援) 31件 ●街路灯のLED化や防犯カメラ設置を通じた来街促進の支援(ハード支援) 9件 ●商店街活性化に不可欠である活動の担い手の確保を支援(実習型人材育成) セミナー1回、ワークショップ6回(2地域×各3日間開催) ●専門家派遣による支援 74件</p>	B	概ね当初計画どおり実施できたため	商業・サービス産業支援課

施策の柱(大)		取組内容(細)	具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)						
ウ	災害時における生活物資等の確保	<p>(7) 災害時における生活支援活動を円滑に推進するため、生活物資の輸送等に必要車両の事前研修を行います。</p> <p>(4) 協同組合との連携により、生活物資の調達体制の確立を推進します。</p>	<p>○緊急通行車両等事前審査及び確認証明書交付の実施</p> <p>○消費生活協同組合との災害時応援協定の締結</p> <p>○農業協同組合と地元市町村との防災協定の締結の促進</p>	<p>協定締結団体からの緊急通行車両等事前届出書新規申請に基づき、新たに緊急通行車両等事前届出済証450件の交付を行った。 (令和5年4月1日現在の緊急通行車両等事前届出済車両は4,872台)</p> <p>令和4年度末時点で2組合(埼玉県生協連、コープみらい)が締結している。 県主催の防災訓練に参加した。</p> <p>総合農協を対象に農協の実態把握を行う農協ヒアリング及び農協役員を対象とした会議を通じ、未締結の農協に対し協定締結の働きかけを行った。 令和4年6月末現在の防災協定締結状況 15農協、54市町</p>	A	各協定締結団体から提出された申請書について、速やかに届出済証交付手続きを行った。	災害対策課
					B	防災訓練への参加により、災害時に迅速に対応できる連携体制が整えられた。	消費生活課
					B	連携等農協の防災体制の整備や管内市町村との協定締結を一層促進していくため、農協中央会が主催する管理担当役員会議において整備・締結の必要性について説明を行った。	農業政策課
(5) 食品等の安全性の確保							
ア	総合的な安全対策の推進	<p>(7) 「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、全庁的・総合的な食品安全対策を推進します。</p> <p>(4) 食品営業者に対してHACCP(ハザップ)[※]の考え方を導入した衛生管理方式に基づく衛生管理を徹底させ、食品の安全性確保の向上を図ります。</p> <p>※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析・重要管理点方式)とは、従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程</p>	<p>○食の安全・安心確保に向けた実行計画(埼玉県食の安全・安心アクションプラン)の策定及び公表</p> <p>○HACCP(ハザップ)に基づく衛生管理の推進</p>	<p>食の安全推進会議の構成課を中心として、関連事業をとりまとめ、「令和4年度埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を策定した。</p> <p>各保健所による、大規模事業者の施設及び広域流通食品等製造施設の監視時等において、自主検査状況を確認し、未実施施設に対しては自主検査実施を推進した。 自主検査実施率 66.5%(令和4年度末) 小規模製造施設向け自主検査リーフレット等の作成し、配布した。 自主検査リーフレット作成:11,000部</p>	B	当初計画した通り、年1回策定し、公表した。	食品安全課
					A	新型コロナウイルス感染症の影響により、直接対面での指導機会は制限されたものの、当初の計画を超える66.5%の施設で自主検査実施を確認することができたため。	食品安全課
					B	各保健所、衛生研究所及び食肉検査センターと連携して、迅速に監視指導及び試験検査を実施した。	食品安全課

施策の柱(大)		取組内容(細)	具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)						
ア	総合的な安全対策の推進	(9)	全ての消費者が安心して豊かな食生活を送ることができるよう、保健所や衛生研究所などの監視指導、検査体制及び情報提供機能を充実するとともに、県産農産物等への放射性物質の影響調査を実施することにより、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。	<p>○食中毒発生予防及び発生時再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布等 パンフレット「なくそう!!食中毒」(40,000部) リーフレット「手、洗った?ではじめる食中毒予防」(79,000部) リーフレット「知って防ごう ノロウイルス食中毒」(13,000部) リーフレット「生で食べると危険です」(5,000部) リーフレット「3ステップで防ぐ野菜の食中毒」(20,000部) リーフレット「デリバリー・テイクアウトを行う飲食店の皆様へ」(8,500部) <p>○腸管出血性大腸菌O157等の感染症・食中毒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品・ふき取り検査数:53検体 <p>○腸管出血性大腸菌O157等の感染症発生予防及びまん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検便検体数: 596検体 	B	各保健所と衛生研究所が連携して、迅速に調査及び検査を実施した。	食品安全課
			○腸管出血性大腸菌(O157)等感染症の早期探知のためのデータベース化と関係機関への情報提供	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の発生を監視し、O157等腸管出血性大腸菌感染症の患者及び保菌者について、152例の情報を収集した。 2 患者、保菌者及び接触者を対象として収集した疫学情報269件をデータベース化した。 3 患者及び保菌者から検出された腸管出血性大腸菌90株を対象に遺伝子解析を行い、その情報をデータベース上で疫学情報と統合した。 4 疫学情報と大腸菌の遺伝子解析情報により構築したデータベースから疫学的関連性を検討し、保健所へ情報還元を行った(1回)。 5 複数の自治体が関連する広域食中毒の発生が疑われる場合などに行われる国からの照会に対しては、患者の疫学情報を速やかに食品安全課へ提供した(5回)。 	B	コロナ禍で保健所の通常業務が停滞する中でも、可能な限り疫学情報の収集に努め、データベースを更新、監視体制を維持することで、県内の複数保健所にまたがる広域食中毒が発生していないことを確認した。また、保健所及び食品安全課へ適宜情報提供を行い、目標の数値目標を上回った。	衛生研究所
			○放射性物質の県産農産物等への影響調査の実施	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響を確認するため、47品目、90検体の県産農産物等について調査を行った。調査の結果、全ての検体において、基準値を超過するものはなかった。	B	収穫時期を迎えた品目を対象とした県産農産物等への放射性物質の影響調査、判明した調査結果の公表(県ホームページ)といった取組を概ね計画どおり実施した。	農産物安全課
イ	検査・監視体制の充実	(1)	化学物質による環境リスクの低減を図るため、化学物質の適正管理及び環境コミュニケーションの普及を促進し、環境中への化学物質の排出抑制を推進します。	<p>○県民と事業者との環境コミュニケーションを促進するための支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正確でわかりやすい情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質取扱量、排出量等の集計・公表(令和4年6月) 2 環境コミュニケーションの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・環境コミュニケーションの開催(10事業所) ・環境コミュニケーション研修会の開催(令和5年2月、11事業所17人 対面開催) 3 化学物質の適正管理・排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質対策セミナーの開催(令和4年8、9月 計4回(対面2回、WEB2回) 587名参加) ・多重排出事業者重点指導(令和4年6月 147事業所へ通知) 4 化学物質による環境影響等の調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・工業団地等周辺環境調査(1工業団地×年4回) ・化学物質環境実態調査(大気1カ所、水質4カ所×年1回) 	A	化学物質対策セミナーでは対面2回、WEBで2回の計4回の開催を実施した。環境コミュニケーション研修会についても対面1回開催した。計5回の事業者向け研修会を開催し、目標となる2回を超える実績を残した。	大気環境課
			食品等事業者や輸入食品の取扱施設等に対する監視指導を実施するとともに、輸入食品の残留農薬、指定外添加物等の検査を行います。	○輸入食品の違反食品、不良食品の監視指導の実施	<p>○輸入食品検査数 108検体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物検査 10検体 ・残留農薬検査 30検体 ・食品添加物 35検体 ・動物用医薬品検査 30検体 ・放射線照射食品検査 3検体 	B	各保健所、衛生研究所及び食肉衛生検査センターと連携して、適切に試験検査を実施した。
		(4)	農業使用者や販売店への啓発や指導、調査を実施し、農業の安全かつ適正な使用、管理、販売を確保します。	<p>○農業使用等に係る啓発、指導及び調査の実施</p> <p>農業販売業者及び使用者への啓発指導等により、農業の安全使用、適切な管理及び適切な販売の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域防除安全対策推進 無人航空機安全対策会議(4月26日) ・農業危害防止運動の推進 農業安全使用講習会(4月26日) ・農業販売業者に対する指導 立入件数 212件 ・農業適正使用アドバイザー等の育成: <ul style="list-style-type: none"> ・農業適正使用アドバイザー認定更新研修会(10月26日) ・農業指導マスター認定更新研修会(1月11日) ・ゴルフ場農業安全使用管理士認定更新研修会(1月18日) ・住宅地等における農業使用についてのリーフレットの作成配布(6,600部) 	A	農業の安全かつ適正な使用について周知を図るとともに、適切な管理及び販売を推進することで、農業による危被害防止が図られた。	農産物安全課

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)					
	取組内容(細)					
イ 検査・監視体制の充実	(9)	水道水の安全性を確保するため、水源の水質監視や浄水過程及び給水の水質検査等を行うとともに、水質検査の技術力向上や測定精度の向上を図り、安全・安心で良質な水道用水を供給します。	<p>適切な浄水処理の実施及び水道水の安全を確保するため、令和4年度埼玉県営水道水質検査計画を策定し、水質検査を実施した。</p> <p>①定例検査：原水、浄水等の毎日検査 原水、浄水等の定期水質検査(毎月) 水源河川等の月例調査</p> <p>②浄水処理に係る水質検査 ③調査業務に係る検査 ④水質異常等に係る検査</p> <p>①水道水源の水質監視 河川水13地点 地下水25地点</p> <p>②研修会 水質検査に関する研修 1回 浄水処理に関する研修 1回 水道研修会 1回</p> <p>③精度管理 1回(参加機関：40機関)</p>	B	<p>令和4年度埼玉県営水道水質検査計画に基づき、適切に水質検査を実施したため。</p> <p>①定例検査(毎日検査 計8,148回、定期検査 計300回、水源検査 計325回) ②浄水処理に係る水質検査 計3,402回 ③調査業務に係る検査 調査実施数計10件 ④水質異常等に係る検査 現場出勤計24件</p>	(企)水道管理課
				B		
ウ 安全・安心な食品の生産・供給	(7)	<p>養殖魚介類の衛生管理を推進するため、養殖業者等に対する啓発・指導を推進し、持続的で安全な養殖水産物の生産・供給体制の確保を図ります。</p>	<p>○養殖水産物生産者に対する適正な養殖管理指導及び検査の実施</p> <p>・養殖場の衛生管理及び水産用医薬品の使用指導 (①水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数：3回、②生産者団体指導：9回) ・養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施(18検体)</p>	B	<p>水産用医薬品適正指導等会議開催、生産者団体指導及び養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施により、安全な養殖水産物の生産・供給体制の確保が図られた。</p>	生産振興課
				A		
	(6)	<p>畜産物の安全性を確保するため、飼料及び動物用医薬品の適正な流通と使用を図ります。</p>	<p>○飼料の安全性検査及び啓発・指導の実施</p> <p>飼料の安全性を確保するため、講習会の開催、畜産農家の巡回指導を実施するとともに、飼料の安全性検査(重金属含有量の検査)、飼料の品質・栄養成分の検査を実施した。</p> <p>1 講習会 3回 2 巡回指導 100戸 3 飼料の安全性検査 13検体 4 飼料の品質・栄養成分検査 10検体</p>	C	<p>家畜保健衛生所が畜産農家を巡回し、飼料の適正な使用について確認及び指導をした。</p> <p>また、病畜予防所が飼料製造業者、販売業者に立入検査するとともに飼料を取去し、その栄養成分や重金属の検査を実施したが、新型コロナウイルス感染症の流行により、立入回数を減らさざるを得ず、当初計画した検査検体数を下回ってしまった。</p>	畜産安全課
<p>○動物用医薬品の監視及び指導の実施</p> <p>1 要指示医薬品流通使用監督指導 ・動物用医薬品使用者立入指導件数 265件 ・動物用医薬品販売業者等立入指導件数 17件</p> <p>2 薬剤耐性菌検査 7株</p>	B	<p>HPAI発生等により、当初計画した立入指導件数を達成できなかった(達成率98.4%)が、家畜保健衛生所による使用者への指導は適切に実施された。</p> <p>なお、販売業者への立入指導件数は当初の計画のとおり達成された。</p> <p>また、耐性菌検査は、家畜保健衛生所が実施し、その結果を迅速に農家へフィードバックするとともにデータを集積することができた。</p>	畜産安全課			
エ 食品等に関する情報の提供		<p>消費生活講座の開催やホームページの活用等により、食の安全・安心に関する情報や学習機会を提供します。</p>	<p>○食の安全・安心に関する知識の向上を図るための啓発の実施</p> <p>1 消費生活講座の開催 ・5回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 ・12回 3 ホームページによる情報提供 ・132件 4 ホームページアクセス数 ・21,302回 5 ツイッターの発信 ・209回(ツイート・リツイート数) 6 啓発資料の作成・配布 ・19,762部</p>	B	<p>一般県民・教職員等に対する消費生活講座を開催したほか、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。</p>	消費生活支援センター
オ リスクコミュニケーション等への参加の促進		<p>食の安全・安心の確保に向けた議論と相互理解を目的として、食品等の生産から消費に至る関係者による「食の安全県民会議」を設置して、施策の実現を図ります。</p>	<p>○食の安全県民会議の開催</p> <p>【第1回推進委員会】 ・日付：令和4年7月27日(水)(オンライン) ・内容：(1)GAPについて</p> <p>【第2回推進委員会】 ・日付：令和4年11月25日(金)(オンライン) ・内容：(1)ジビエについて</p> <p>【第3回推進委員会】 ・日付：令和5年2月14日(火) ・場所：埼玉会館6B会議室(オンライン併用) ・内容：(1)食品の臨時出店に係る取扱要領の改正について (2)報告事項：鳥インフルエンザについて (3)報告事項：食品表示について</p>	A	<p>目標としていた回数の会議を開催し、各分野との意見交換を行うことができた。</p>	食品安全課

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	取組内容(細)					
(小)						
3 消費者被害の未然防止				-		-
(1) ぜい弱な消費者等への普及啓発				-		-
ア 若年者への普及啓発	成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防ぐため、ホームページやSNSなどの媒体を活用して情報提供するとともに、教育機関等と連携します。	○ホームページ、SNSなどによる情報提供	1 18歳成人に備えて学ぶ消費生活講座の開催 ・79回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 ・12回 3 ホームページによる情報提供 ・132件 4 ホームページアクセス数 ・21,302回 5 ツイッターの発信 ・209回(ツイート・リツイート数)	B	18歳成人に備えて学ぶ消費生活講座を開催したほか、リーフレットの作成・配布、教育ツールの配信等を着実に実施した。	消費生活支援センター
		○教育機関との連携	6 若者向けリーフレットの作成・配布 ・124,000部 7 教育ツール「ホントに分かる消費生活」の配信 ・2回			
イ 高齢者への普及啓発	高齢者の消費者被害を未然に防止するため、ホームページやSNSなどの媒体を活用して、消費者トラブルに関する情報を適時に提供するほか、消費生活に関する知識等を習得するための啓発講座を開催するなど普及啓発に努めます。	○ホームページやSNSなどによる情報提供	1 消費生活講座の開催(中高年) ・72回 消費生活講座の開催(上級) ・24回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 ・12回 3 ホームページによる情報提供 ・132件 4 ホームページアクセス数 ・21,302回 5 ツイッターの発信 ・209回(ツイート・リツイート数) 6 啓発資料の作成・配布 ・19,762部	B	中高年層、高齢者を見守る人を対象とした消費生活講座を開催したほか、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。	消費生活支援センター
		○啓発情報「くらしの110番」の配信				
		○消費生活講座の開催				
		○啓発資料の作成・配布				
ウ 障害者、外国人、災害弱者等への普及啓発	(ア) 介護保険などの福祉サービスに関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実に図ります。	○聴覚障害者の社会参加への支援【再掲】	埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名を配置し、延べ3,451件の相談に対応した。	A	埼玉聴覚障害者情報センターに配置した2名の相談員が、センター及び県内各地で聴覚障害者等の相談に応じることで、聴覚障害者の地域社会における自立した生活を支援することができた。	障害者福祉推進課
	(イ) 日本語の理解が不十分な外国人住民のために、多言語による情報提供の充実に図ります。	○多言語による生活情報、行政情報の提供	①ホームページ等を使った多言語情報発信の充実 ・ウクライナ避難民向け支援情報等、緊急時の多言語による情報提供(随時) ・外国人住民向け県政情報のホームページ掲載(随時) ②生活情報や各種行政情報を掲載した「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新及び電子データの公開 ・日本語のほか8言語における「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新及び公開(年1回)	B	・必要な情報を多言語で適切に情報発信を行った。 ・「埼玉県外国人の生活ガイド」の更新・掲載を行った。	国際課
	(ウ) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが自由に活動し、生き生きと豊かに生活できる社会の実現を目指すユニバーサルデザインの考え方の普及、啓発を図り、実践を促します。	○ユニバーサルデザインの普及啓発	・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 実施回数：8回 実施場所：県内小中学校、高校及び大学 延べ参加人数：74人 ・ユニバーサルデザイン推進研修会の実施 開催日：令和4年11月25日 参加者数：33人 ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年)	B	例年通りかつ計画通り事業を実施することができたため	文化振興課
(2) 高齢者等に対する地域の見守り力の向上				-		-
ア 福祉部門と消費生活部門の連携による高齢者等の見守り	(ア) 高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、市町村における福祉部門と消費生活部門との連携を推進するための支援を行います。	○市町村の福祉部門と消費生活部門との連携強化	高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施(延べ77人参加)した。	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	消費生活課
	(イ) 市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	○「埼玉県版高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」の配布活用	高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会での配布し、市町村の消費部門と福祉部門の連携を推進した。 (令和4年度は見守りハンドブックの配布ではなく、本ガイドブックの内容を網羅した各講座の講師作成のテキストの配布等により啓発を図った。)	B	見守りガイドブックの内容を網羅したテキストの配布等により、消費部門と福祉部門の双方への啓発を図ることができた。	消費生活課
イ 市町村の要援護高齢者等支援ネットワークと消費者安全確保地域協議会の活用	(ウ) 市町村の要援護高齢者等支援ネットワークを活用しながら、関係機関との連携による高齢者等の見守りの充実に図ります。	○要援護高齢者等支援ネットワークの活用 ○高齢者虐待防止対策	・高齢者虐待対応専門員養成研修を実施した。 高齢者虐待対応専門員養成者数 311人 ・要援護高齢者等支援ネットワーク会議(研修会)を開催した。 受講者 146名	A	新型コロナウイルス感染症の影響後、4年ぶりに要援護高齢者等支援ネットワーク会議を開催できたため。	地域包括ケア課
イ 市町村の要援護高齢者等支援ネットワークと消費者安全確保地域協議会の活用	(イ) 高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、要援護高齢者等支援ネットワークのような福祉のネットワークと連携した形で、市町村が消費者安全確保地域協議会を設置するよう促進します。 また、消費者安全確保地域協議会による高齢者等の見守りが円滑に行われるように、消費者安全確保地域協議会と消費者被害防止セクターとの連	○消費者安全確保地域協議会の設置促進	高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施(延べ77人参加)した。 「消費者安全確保地域協議会」の設置を推進するため、市町村消費者行政担当課長会議において、情報提供を行い、高齢者の見守り体制の整備を図った。 ・回数 2回	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行った。また、協議会設置の理解を促進した。	消費生活課

施策の柱(大)		取組内容(細)	具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)						
ウ	各種団体との連携						
(3) 消費者の組織活動の促進							
ア	消費者の自主的活動の促進	自立した消費者を育成するため、消費者団体が消費生活の安定及び向上を図るために行う健全かつ自主的な組織活動を支援します。	○埼玉県消費生活功労者表彰の実施	埼玉県消費生活功労者表彰 14人	B	各消費者団体等の活動に対し表彰を行うことにより、消費者団体の活動の活性化が図られた。	消費生活課
イ	消費者団体の交流・連携の促進	消費者市民社会の実現に向けて、県内消費者団体の交流や連携を促進します。	○消費者団体の交流・連携を通じた活動の活性化	補助金交付決定額：400千円	B	消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。	消費生活課
ウ	NPO・ボランティアに対する活動促進・情報提供	県民がNPO活動等に参加しやすいよう、情報提供、相談対応、設立や運営支援、ネットワークづくりなどを進めます。	○NPO法人の設立促進 ○埼玉県NPO情報ステーションの運営 ○地域の共助社会づくりの担い手支援	【NPO法人認証事務】 NPO法人認証事務を行った。令和4年度末法人数 2,147法人 窓口相談延べ件数 867件(地域振興センターも含む) 【NPO情報ステーション運営事業】 1.アクセス件数(トップページのみ) 令和4年度実績 58,277件(前年度比6,333件減少) 2.登録団体数 令和4年度実績 2,935団体(前年度比9団体増加) 【登録団体の内訳】 県内NPO法人、その他の任意団体、自治会などの地域団体、大学等教育機関、企業・商工団体、市町村・県など 3.登録団体による情報発信件数 令和4年度実績 279件(前年度比182件減少)	B	NPO法人の設立認証等に係る相談に適切に対応したほか、県の事業や共助のイベント、民間の助成金などの情報発信を行い、共助の担い手の支援や地域の協働を促進した。	共助社会づくり課
(4) 消費者意見の反映							
ア	消費者の意見の県政への反映	消費生活に関連する施策に関して消費者の意見が県政に反映されるよう、消費生活審議会を開催します。また、消費者、生産者、加工・流通業者等の広範な県民で構成される「食の安全県民会議」を開催します。	○消費生活審議会の開催 ○食の安全県民会議の開催【再掲】	前計画についての報告や消費生活相談や事業者処分の状況等について情報提供するとともに、令和4年度からの新計画案について審議した。 【審議内容】 ○第1回：令和4年7月27日(※書面会議) ・令和3年度埼玉県消費生活相談の概要について ・令和3年度事業者処分等について ・最近の法改正の動きについて ○第2回：令和5年2月6日 ・埼玉県消費生活基本計画に係る令和3年度実績及び評価について ・令和4年度上半期の消費生活相談の概況について ・令和4年度上半期の事業者処分等について	B	新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議の開催を行ったものの、当初計画したとおり、年2回の開催をすることができたため。	消費生活課
イ	消費者と事業者等の交流促進	食の安全・安心確保に向けた議論と相互理解の場として、消費者、農業生産者、食品加工・流通業者、学識経験者などで構成する「食の安全県民会議」を開催します。	○食の安全県民会議の開催【再掲】	施策体系2-(5)-オと同様	同左	同左	食品安全課
4 消費者教育の推進							
(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進							
ア	学習指導要領に基づく消費者教育の推進	小・中・高等学校の各学年・教科等における、子供の発達段階や特性に応じた消費者教育の推進を図ります。	○学校の授業等での実践・指導	高等学校の家庭科、公民科等の授業において、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者教育を推進した。	B	令和4年度は、県立高校の教員を対象とした教育課程研究協議会のオンデマンド配信や教員研修会において、消費者教育の充実を図った。	高校教育指導課
ア	学習指導要領に基づく消費者教育の推進	小・中・高等学校の各学年・教科等における、子供の発達段階や特性に応じた消費者教育の推進を図ります。	○学校の授業等での実践・指導	・市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会の家庭・技術・家庭科分科会(4月、9月、1月)において、消費者教育について情報提供を行った(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン開催)。 ・埼玉県教職員等消費者教育セミナーを7月25日、26日、27日、28日、8月4日に開催した。 ・消費者教育研究協議会(3月)において、学校における消費者教育の取組について、情報交換を行った(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催)。 ・消費者教育の充実のための外部指導者の派遣事業を市町村教育委員会に周知し、小学校1校(3講義)、中学校12校(16講義)で実施した。	B	市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会や埼玉県教職員等消費者教育セミナーなど様々な会議において、消費者教育の指導事例等を周知することができたため。	義務教育指導課

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	取組内容(細)					
(小)						
エ	イ 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進	成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防ぐため、教員や生徒への支援を行います。	○教員研修や学校への講師派遣 ・消費者教育研究協議会及び消費者教育連携会議を開催し、消費者教育の在り方について教職員とともに情報交換及び意見交換会を実施（消費生活支援センターが実施） 消費者教育連携会議 1回（7月） 消費者教育研究協議会 1回（3月・書面開催） ・教職員等を対象とした教職員等消費者教育セミナーを実施（主催企画） 令和4年度：15回 325人受講 ・教職員研修等への講師派遣 令和4年度：3回 325人受講	B	消費者教育の在り方についての情報交換に加え、教職員を対象とした研修、学校への講師派遣等を適正に実施した。	消費生活課
			○学校教育との連携			
	ウ 家庭における消費者教育や自主学習の支援	家庭でできるトラブル対策や事故防止を促すため、家庭での消費者教育や自主学習に役立つ情報及び製品安全事故情報を迅速に提供します。 また、事故情報等を活かした安全教育を推進します。	○ホームページやSNSなどによる情報提供 各媒体を利用した情報発信を行った。 ・ホームページ アクセス数 21,302回 ・ツイッター ツイート・リツイート数 209件 ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」（市町村宛て・電子媒体） 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」（ホームページ掲載） 掲載数 2回 （情報の内容例）多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連（最新の製品事故や正しい使用方法等）、消費生活講座や講演会の開催 他	B	対象者に応じた複数の媒体での情報発信を行った。 また、市町村へ消費者啓発の参考情報を提供し、情報共有を図り、県民への効果的な広報を行った。	消費生活支援センター
	エ 高齢者等に対する消費者教育	高齢者の学習の場である埼玉未来大学、公民館、自治会等において、消費生活講座の開催の充実を図ります。 また、県や市町村の職員、消費生活相談員が自治会等に出向いて消費生活に関する知識を習得するための啓発講座を積極的に行います。市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	○消費生活講座の開催支援等 高齢者等の消費者トラブルを防止するため、自治会等に出向いて実施する県政出前講座を設けた。 ・実施回数 1回 ・受講者数 11人 1 初級者向け消費者講座 26回 2 上級者向け消費者講座 24回 3 若年者向け講座 80回 4 中高年向け講座 72回 5 教職員向け講座 18回 6 講演会 5回	B	県政出前講座を実施し、高齢者に対し、最近の悪質商法の手口や消費生活相談状況等の情報提供を行うことができた。	消費生活課
			○ホームページ、SNSなどによる情報提供【再掲】 各媒体を利用した情報発信を行う。 ・ホームページ アクセス数 21,302回 ・ツイッター ツイート・リツイート数 209件 ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」（市町村宛て・電子媒体） 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」（ホームページ掲載） 掲載数 2回 （情報の内容例）多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連（最新の製品事故や正しい使用方法等）、消費生活講座や講演会の開催 他	B	対象者に応じた複数の媒体での情報発信を行った。 また、市町村へ消費者啓発の参考情報を提供し、情報共有を図り、県民への効果的な広報を行った。	消費生活支援センター
			○啓発資料の作成・配布【再掲】 啓発資料の作成・配布（一般向け） ・26種類 19,762部を配布 （内訳）消費生活講座、授業等での活用：24種類 19,501部 市町村イベント等での活用：7種類 261部	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭キャンペーン等の活動は行えなかったが、消費生活講座等の機会を通じて情報提供を実施した。	消費生活支援センター
			○要援護高齢者等支援ネットワークとの連携 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施（延べ77人参加）した。	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行い、消費生活相談窓口と高齢者支援ネットワークとの連携強化に寄与した。	消費生活課
○民生委員等向けの講座・研修 ○高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施（延べ77人参加）した。 ○民生委員や地域包括支援センター職員、介護ヘルパーなど福祉部門の見守り担当者が消費者被害の未然防止と早期発見に必要な視点を身に付けるため、「福祉見守り担当者講座」を計5回実施（延べ172人参加）した。			B	フォーラムでは、高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行い、福祉・消費両部門の連携強化に寄与することができた。 福祉見守り担当者講座では、福祉部門の見守り担当者への消費者問題に対する理解促進に繋げることができた。	消費生活課	

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	取組内容(細)					
(小)						
(2) 多様な主体と連携した消費者教育の推進		-	-	-	-	-
ア 教育部門との連携の推進	学校教育との連携を図り、消費者教育を推進します。	○消費者教育モデル校の選定	消費者教育研究協議会及び消費者教育連携会議を開催し、消費者教育の在り方について教職員とともに情報交換及び意見交換会を実施した。 ・消費者教育連携会議の開催 1回 ・消費者教育研究協議会の開催 1回(書面開催)	B	成年年齢引下げに伴う消費者教育を充実させるため、教育局の取組みなどの情報交換を進めることができた。	消費生活課
		○「消費者教育連携会議」の開催	消費者教育連携会議 ○1回開催 令和4年7月14日 ・令和4年度の実施事業について ・消費者教育の取組と連携についての意見交換	B	・新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、予定どおりに開催することができた。 ・特別支援学校との連携を強化するため、教育局特別支援教育課の参加を実現することができた。	消費生活支援センター
ア 教育部門との連携の推進	学校教育との連携を図り、消費者教育を推進します。	○「消費者教育研究協議会」の開催	消費者教育研究協議会 ○1回開催(書面開催) ・消費生活支援センター及び金融広報委員会の取組について ・学校における消費者教育の現状と今後の方向性について ・金融教育研究校の計画、成果報告	B	教育研究校の日程が合わず書面開催となったものの、当初計画どおり実施することができたため。	消費生活支援センター
		○教職員等消費者教育セミナーの開催	セミナーの企画段階で教育局との意見交換を行い、教員のニーズを満たす内容でセミナーを計画・実施した。 教職員等消費者教育セミナー ・令和4年7月25～28日、8月4日 5日間・15回(計画5日間・15回)	B	・計画どおり実施した。 ・受講生のうち希望者については、セミナー終了後も各種啓発施策等の情報の提供を行うなど、情報共有を続けている。	消費生活支援センター
		○消費者教育指導力向上講座の開催	消費生活支援センター等の関係機関と連携した「消費者教育指導力向上講座」を2回実施した。 ○教職員等消費者教育セミナー 令和4年7月25日(月)、26日(火)、27日(水)、28日(木)、8月4日(木) SDGs達成のための「未来を変えるエンカール消費」等について ○成年年齢引下げに関する研修会 令和4年12月16日(金) 生涯を貫通した生活における経済の管理や計画について～資産形成の視点から～	B	令和4年度から、年次進んで実施される高等学校学習指導要領による教育課程の実施及び成年年齢引下げに伴い、消費生活支援センター等の関係機関と連携することで、消費者教育指導力向上研修会を実施することができた。	高校教育指導課
		○中学校初任者研修、高等学校初任者研修・5年経験者研修・10年経験者研修での消費者教育講座の開催	<高等学校初任者研修(全体)>10月19日 内容：消費者教育の意義と進め方 <家庭科> 中学校 初任者研修(8月18日) 高等学校 初任者研修(5月11日)・5年経験者研修(7月29日)・中堅教諭等資質向上研修(8月24日) 内容：家庭科授業での消費者教育について 教科横断的な視点での授業作り(消費生活について) 中学校・高等学校の系統性を意識した家庭科授業づくり研修会(8月5日) 内容：家庭科授業での消費者教育について <地歴公民科> 高等学校 中堅教諭等資質向上研修(8月24日) 内容：教科横断的な視点での授業作り(消費生活について)	B	計画に沿って実施できた。今後も、感染状況に応じた対応が求められると推察されるため。	総合教育センター
		○啓発情報・教材の提供	悪質商法被害防止の若者向けリーフレット(関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン)の作成・配布 ・124,000部	B	・成年年齢引下げを見据え、翌年度に18歳を迎える県内の高校2年生全員を対象とした啓発リーフレットの配布を実施した。 ・上記のほかにも、県内各市町村と連携し、多くの若者へリーフレットの配布を実施した。	消費生活支援センター
		○消費生活講座の開催支援	1 初級者向け消費者講座 26回 2 上級者向け消費者講座 24回 3 若年者向け講座 80回 4 中高年向け講座 72回 5 教職員向け講座 18回 6 講演会 5回	B	新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着いたこともあり、令和3年度と比較して講座実施数が1.4倍近く増加した。	消費生活支援センター
		○教職員等消費者教育セミナーの開催【再掲】 ○消費者教育指導力向上講座の開催【再掲】 ○啓発情報・教材の提供【再掲】	施策体系4(2)と同様	同左 同左	同左 同左	消費生活支援センター

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所	
(中)							
(小)	取組内容(細)						
イ	県消費生活支援センターの消費者教育の拠点機能の強化	学校で取り組む消費者教育、消費者教育の担い手を支援する機能の充実・強化を図ります。また、参加体験型の学習施設である生活科学センター（彩の国くらしプラザ）を活用し、消費生活に関する情報提供・学びの場の充実を図ります。	○生活科学センター（彩の国くらしプラザ）を活用した消費者教育の実施	○来館者が展示等を見て・触れて・参加して、自ら考え・判断・行動できる「自立した消費者」になるために、タイムリーかつ魅力的な企画展や体験型イベントなどをコロナ対策を講じながら実施した。 生活科学センター来館者数 110,885人	B	前年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたイベントも、感染防止対策を行いながら実施することができた。また、新型コロナウイルスによるシアター定員数制限も年度途中からは撤廃し、定員まで入場可能としたことなどにより、来館者数はコロナ禍前の7割程度まで回復した。	消費生活支援センター
ウ	情報提供の機会拡充	ホームページ、SNSなどによる情報提供、啓発資料の作成配布、生活科学センター（彩の国くらしプラザ）における消費生活関連の図書資料や視聴覚教材ライブラリーの提供など、情報提供の充実を図ります。	○消費生活講座の開催支援等【再掲】 ○ホームページやSNSなどによる情報提供【再掲】 ○啓発資料の作成・配布【再掲】	同左 同左 啓発資料の作成・配布（一般向け） ・26種類 19,762部を配布 （内訳）消費生活講座、授業等での活用 : 24種類 19,501部 市町村イベント等での活用 : 7種類 261部	同左 同左 B	同左 同左 新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭キャンペーン等の活動は行えなかったが、消費生活講座等の機会を通じて情報提供を実施した。	消費生活支援センター 消費生活支援センター
エ	地域の担い手の育成及び資質の向上	(ア) 地域の見守り活動や啓発活動を担うボランティアである消費者被害防止サポーター、消費生活に関する自主学習や啓発活動を行う県内の消費者団体・NPO等の活動支援、事業者と消費者との交流・情報交換の場の充実を図ります。また、高齢者等を見守る人向けの研修講座を実施し、啓発活動への活用を促進します。 (イ) 消費者としての県民が、生産から食卓まで、食の安全性について総合的な理解を深めるための学習機会を提供します。リスクコミュニケーション研修会の開催や開催支援を行います。	○消費者被害防止サポーター、消費者団体、NPOによる取組支援 ○事業者と消費者の交流・情報交換	●養成講座の開催（6回） ・61名登録 ・開催市町：富代町、東松山市、和光市、皆野町、上尾市、オンライン ●フォローアップ研修の開催（6回） ・132人参加 補助金交付決定額：400千円	B B	サポーター登録人数が前年度から増加（993人→1,046人に増加）し、消費者被害の防止を図る地域での見守り活動の担い手の養成に寄与した。 消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。	消費生活課 消費生活課
オ	事業者による消費者教育の支援	従業員の消費生活トラブルを防ぐため、事業者が従業員を対象とした研修への支援を実施します。	○事業者による消費者教育の推進	・若年従業員向け教育の実施（啓発資料の送付）	B	コロナ禍に伴い当初予定したイベントができなかったが、代替措置により、啓発を行うことができた。	消費生活課
(3) 関係機関・団体、関係教育分野との連携		-	-	-	-	-	
ア	金融・金銭教育の推進	学校における金融・金銭教育の効果的な方法の研究を図ることを目的に、埼玉県金融広報委員会が研究校を指定して実践研究を支援します。また、子供から大人までの幅広い年齢の方を対象に、お金の使い方や金融経済に関する知識等を学ぶ講座の開催やアドバイザー講師の派遣を行い、学習の機会を充実させます。	○金融・金銭教育研究校の委嘱 ○マネー講座（子供・大人）の開催 ○金融広報アドバイザーの派遣	埼玉県金融広報委員会が小・中・高等学校等から研究校を委嘱 2校 ・令和3～4年度委嘱 上尾市立原市中学校 ・令和4～5年度委嘱 県立和光高等学校 マネー講座の開催 5回 ・夏休み親子マネー講座（2回） ・親子で学ぶマネーとゼイの講座（1回） ・冬季親子マネー講座（2回） 埼玉県金融広報アドバイザーの派遣 ○対象 1 一般向け講座 19回 2 支援者・教職員向け講座 2回 3 若者向け講座 12回 4 中高年向け講座 25回	B B B	・2校に対して随時情報提供、助言等を行うとともに、講座への講師派遣等の支援を実施した。 ・上尾市立原市中学校の委嘱終了に伴う令和5年度からの研究校について、教育局の推薦を受けて選定した。 感染防止対策を適切に実施しつつ、予定どおりの開催を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、昨年度を上回る回数の講座を実施した。	消費生活支援センター 消費生活支援センター 消費生活支援センター

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所	
(中)							
(小)	取組内容(細)						
イ	法教育の推進	弁護士会や司法書士会の協力により、弁護士や司法書士が学校に出向いて様々な社会問題についての紛争解決を考えたり、契約（ルール）の基本について理解を深める講座の充実を図ります。	○学校での法教育講座（高校出前講座）	○弁護士との打合せの実施 1回 ○弁護士等専門家（弁護士、司法書士及び大学教授等）を講師とした講座・講演の実施 ・教職員等消費者教育セミナー等への講師派遣 1回 ・高校生を対象とした消費者トラブルに関する講座 2回 ・大学生を対象とした消費者トラブルに関する講座 1回	B	消費者教育や法教育について、県と弁護士会と打合せを行うとともに、県事業への講師派遣等を依頼している。	消費生活課
ウ	情報モラル教育の推進	子供たちが携帯電話やインターネットを安心して使えるように、子供や保護者向けの啓発講座を開催し、学校、家庭（保護者）、事業者等が協力してネット問題の対策について学ぶ機会の充実を図ります。	○ネットアドバイザーの派遣・親子講座の実施	1 ネットアドバイザーによる「子供安全見守り講座」を開催した。 2 ネットアドバイザースキルアップ研修会を開催した。	C	目標に対して実績が大きく下回ったため。	青少年課
ウ	情報モラル教育の推進	子供たちが携帯電話やインターネットを安心して使えるように、子供や保護者向けの啓発講座を開催し、学校、家庭（保護者）、事業者等が協力してネット問題の対策について学ぶ機会の充実を図ります。	○学校教育におけるネット問題対策の推進	○実態の把握と分析 ・県立学校を対象としたサイト監視を実施した。（通年） ・サイト監視の情報等からネットトラブル注意報を発した。（年12回） ○自助共助の取組 ・市町村教育委員会、公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」を広めるため、事例紹介校を9校指定し、活動をHPに掲載するなどして取組の促進を図った。 ・保護者向け講演会を実施した。（年8回）	A	年度当初の計画通り、サイト監視からの情報を公立学校に提供し、児童生徒のネットトラブル防止の指導につなげることができたため。	生徒指導課
エ	食育の推進	学校等で若い世代を対象に食の安全体験教室を実施し、食の安全に関する知識の普及を図ります。また、子育て世代を対象に、食の安全に関する知識を習得するための親子講座を開催し、情報提供を充実します。	○食の安全体験教室、食の安心サロンの開催	○食の安全体験教室 6回 ・食中毒予防、手洗いのポイント等を主なテーマとして実施した。 ○食の安心サロン 4回 ・家庭でできる食中毒予防等を主なテーマとして実施した。 ○食のリスクコミュニケーター研修会 2回 ・「衛生管理と従事者への伝達スキルの向上」「フードチェーンにおける品質管理の取組」をテーマとして実施した。	B	目標設定をしていたリスクコミュニケーター研修は、コロナの影響等もあり目標の実施回数に満たなかった。しかし、食の安全体験教室、食の安心サロンに関しては各団体の要望に合ったテーマで実施し、正しい知識の普及と不安感の払しょくに努めた。	食品安全課
5 持続可能な消費生活社会の実現		-	-	-	-	-	
(1) 人や地域・社会に配慮した消費行動の推進		-	-	-	-	-	
ア	エシカル消費の普及啓発	消費者が人や社会・環境に配慮した消費行動や、消費者自身が社会的課題に気づき、その解決に取り組む事業者を応援する消費活動を行う「エシカル消費」の普及啓発を実施します。	○エシカル消費の普及啓発 ○消費者団体などへの支援	講座開催回数2回 消費者志向経営の推進	B B	教職員対象の講座において、エシカル消費に係る講座を実施した。 ・シンポジウムを1回開催した。認定制度については、有識者による会議を開催し、様々な意見をいただいた。 ・若年従業員向け教育については、コロナ禍に伴い当初予定したイベントができなかったが、代替措置により、啓発を行うことが	消費生活支援センター 消費生活課
イ	食品ロスの削減	埼玉県食品ロス削減推進計画に基づき啓発等に取り組むとともに、食品ロス削減に向けて県民運動として展開します。	○食品ロス専門家の講師派遣 ○災害備蓄食料の活用促進 ○フードドライブ実施の促進	<家庭系食品ロス> 「県下一斉フードドライブキャンペーン」の展開 ・令和4年10月1日から11月30日にかけて実施 ・95団体381窓口（市町村、社会福祉協議会、イトーヨーカ堂、コープみらい等）において食品の提供を受け付け、集まった約43,000点（27トン）の食品を県内各地のフードバンクや子ども食堂等に寄附 <事業系食品ロス> 更新を迎える災害備蓄食料の有効活用策として、災害備蓄食料を保有する事業者とフードバンク等をマッチング ・令和4年度中にフードバンク等への提供を希望する9事業者を県で登録（累計35事業者） ・令和4年度中に10事業者分の約5千点、3トンの食品を提供（累計約24万点・88トンの食品を提供） フードシェアリングを通じた未利用食品活用 ・4事業者と連携（株式会社クラダン等） でまえどりキャンペーンの実施 ・2事業者と実施（セブンイレブン、ヤオコー） <その他> ・そごう大宮店で食品ロス削減レシピを委嘱を交えて紹介	A	家庭系食品ロス・事業系食品ロスそれぞれの対策について、取組の幅を広げて実施したため。	資源循環推進課

施策の柱(大)		具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)						
(小)	取組内容(細)					
ウ	地産地消の推進	<p>県民の県産農産物の購入機会の拡大と利用促進を図ります。</p> <p>○「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議</p> <p>○県産農産物サポート店の登録や県産農産物コーナーの設置</p>	<p>1 「近いがうまい埼玉産」地産地消活動推進事業 地産地消推進会議の開催や、地産地消推進月間におけるキャンペーンを実施した。</p> <p>2 県産農産物サポート店推進事業 県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」としてR4年度には新たに45店舗登録し、県ホームページ「SAITAMAわっしょい」でPRを行った。</p> <p>3 ふるさと認証食品認証推進事業 主原料に100%県産農産物を使用した加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」として、R4年度には新たに20製品認証した。</p> <p>4 県産農産物コーナー設置促進事業 量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進し、R4年度には新たに32店舗に県産農産物コーナーを設置された。</p>	A	地産地消月間キャンペーンの実施及び、県産農産物サポート店登録、ふるさと認証食品認証を推進するとともに、県産農産物コーナー設置店舗数の目標(25店舗/年)を達成したため。	農業ビジネス支援課
(2) 人や地域・社会に配慮した事業活動推進の支援						
ア	消費者志向経営の推進	<p>事業者が消費者全体の視点に立って、健全な市場の担い手として持続可能で望ましい社会の構築に向けて社会的責任を自覚して事業活動を行うため、消費者団体や事業者団体などと連携を図りながら消費者志向経営の推進を支援します。</p> <p>○消費者志向経営の理念の普及啓発</p> <p>○消費者志向経営取組事業者への支援</p>	<p>・消費者志向経営推進シンポジウムの開催</p> <p>・優良消費者志向自主宣言事業者の認定制度の検討</p> <p>・若年従業員向け教育の実施(啓発資料の送付)</p>	B	<p>・シンポジウムを1回開催した。認定制度については、有識者による会議を開催し、様々な意見をいただいた。</p> <p>・若年従業員向け教育については、コロナ禍に伴い当初予定したイベントができなかったが、代替措置により、啓発を行うことができた。</p>	消費生活課
イ	エコ農業の推進	<p>エコ農業に取り組み産地、生産者に対して研修会や情報交換会等の開催及びイベント等でのPRや商談会等への出席を支援します。</p> <p>○エコ農業に取り組み産地の支援</p> <p>○エコ農業の普及啓発</p> <p>○支援金の交付</p> <p>○研修会、情報交換会等の開催</p>	<p>20市町、37経営体に対する支援を行い、環境保全型農業の取組面積は219haとなった。</p>	B	県・市町村職員に対する事業説明会、生産者を対象とした研修会を開催するとともに、交付金申請事務等の支援を適切に行うことで、取組を計画的に進めることができた。	農産物安全課
ウ	SDGs推進商店街の支援	<p>埼玉県商店街振興組合連合会が実施するSDGsに向けた取組を支援します。</p> <p>○SDGsの理解を促す啓発</p> <p>○SDGsの達成に向けた具体的な取組を実施する商店街への支援</p>	<p>1.埼玉県商店街振興組合連合会 ・SDGsの啓発セミナーを実施(組合を対象に1回、オンライン形式) ・SDGs関連グッズ(マイボックス*)の作成・配布 *マイボックス:折りたたんで携帯することができ、繰り返し使える食品容器。食品の持ち帰りなどに使用。食品ロス、廃棄物削減の啓発ノベルティとしても利用されている。 ※組合、組合員店舗がマイボックスの配布・活用を通して、地域の消費者に対し、商店街がSDGsに取り組むことの重要性を周知・啓発した。</p> <p>2.埼玉県商店街連合会 ・SDGsをテーマにした商店街活性化フォーラムを実施(集合形式) ・事業名のロゴ入り法被の作成・配布 ※フォーラム参加者のSDGsへの理解を深めることができたことと、今後の事業推進にあたり、商店街の存在意義や潜在能力を見つめなおす機会を創出した。</p>	B	概ね当初計画どおり実施できたため	商業・サービス産業支援課
(3) 環境への配慮						
ア	環境教育の推進	<p>環境に配慮した消費生活を送ることができる消費者の育成のため、環境アドバイザーの登録・紹介や環境学習支援隊の派遣を通して学校や地域における環境学習活動の充実を図ります。</p> <p>○環境アドバイザーの紹介、環境学習支援隊の派遣</p> <p>○子どもエコクラブの活動支援、子どもエコフェスティバルの開催</p> <p>○彩の国埼玉環境大賞の実施</p>	<p>1. 環境アドバイザーの登録・活動情報収集 市民団体や小・中学校等が主催する学習会や講演会等環境保全活動に対して専門的な見地から指導や助言を行う方を環境アドバイザーとして登録し、紹介する。また、活動したアドバイザーから活動情報を収集し、HPで公開する。【活動実績:206件 受講者数:14,391名】</p> <p>2. 環境学習支援隊の派遣 環境保全のノウハウや環境学習プログラムを提供する企業等を「環境学習支援隊」として学校に派遣し、学校現場の環境教育を支援する。【派遣実績:25件 受講者数:1,702名】</p> <p>1. 子どもエコクラブ活動への助成 子どもエコクラブの子供たちの環境学習を支援するため、活動費の一部を助成する。 【交付団体数 46団体】</p> <p>2. 子どもエコフェスティバルの開催 子どもエコクラブの活動発表の場を提供するため、子どもエコフェスティバルを開催する。 【来場者数 287人】</p> <p>○募集の広報 ○応募数 63件 ○表彰数 22件(大賞2件、優秀賞10件、奨励賞10件) ○表彰式開催</p>	B	環境アドバイザー及び環境学習支援隊の合計登録者数の目標を達成し、合計派遣回数・受講者数も増加しており、事業として幅広く活用されているため。	環境政策課
イ	3R(Reduce,Reuse,Recycle)の推進	<p>プラスチックごみの削減及び適正処理の推進とプラスチック資源の循環の利用を促進します。</p> <p>○使用済み小型電子機器等のリサイクル</p> <p>○リサイクル製品の利用促進</p> <p>○産官民が連携したプラスチック資源の循環利用の促進</p>	<p>①県・市町村が行う3R講座の受講者数:18,966人</p> <p>②彩の国リサイクル製品(主に県内で発生した循環資源を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を埼玉県知事が認定し、広報等を行うことで、利用を促進するもの)認定状況:令和4年度新規認定2件・R4年度未累計20件</p> <p>③プラスチック廃棄物の排出抑制とプラスチック資源の循環利用を促進するため、企業、市町村、消費者団体等、産官民で構成する「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」を設置(令和4年度未会員数182者)。プラスチック資源の循環利用に関する事例発表会のほか、市町村におけるプラスチックの効率的な回収方法の検証や、リサイクル促進に向けた県民への意識啓発、プラスチック資源が再び製品になり消費者に届くまでの「資源循環の見える化」に関する検証、などの取組を実施。</p>	A	1人1日当たりの最終処分量は、令和2年度時点で31.7gであり、令和8年度の目標である27gに向け、今後の実績値の確認及び、最終処分量削減に向け、対策を行っている。	資源循環推進課

施策の柱(大)		取組内容(細)	具体的な取組内容	R4年度事業実績	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)						
ウ	脱炭素社会づくり、再生可能エネルギーの普及啓発						
			<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大家庭における蓄電池等の導入支援による再生可能エネルギーの活用促進 ○住宅用省エネ設備の導入支援 	住宅用省エネ・再エネ設備の導入を支援した。 【補助件数】 3,948件	A	当初計画した件数以上の導入支援が実施できたため	エネルギー環境課